

令和7年度

中小企業の外国人従業員に対する 研修等支援助成金のご案内

東京都では、中小企業における外国人従業員の定着を促進するとともに、ウクライナ避難民の就労を後押しするため、日本語教育等に要する経費を助成する事業を実施しています。



【対象事業】

外国人従業員（日本語能力試験概ねN2レベル以下）を対象とした、ビジネスに必要な日本語教育等で以下の内容

- ① 日本語教員による日本語教育
- ② 日本語教材の作成（日本語教員が作成したものに限り）
- ③ ビジネスマナー講座
- ④ 異文化理解に係る講座

①を選択した場合、①のみで総受講時間数が、選択したプランの時間以上である必要があります。
②を選択した場合、想定学習時間数が、選択したプランの時間以上である必要があります。
③及び④の単体実施は不可。①又は②と組み合わせて実施する必要があります。
※標準プランは50時間以上、短時間プランは30時間以上となります。
※日本語学校への通学や日本語教員による社内研修など、幅広く活用いただけます。



■ 一般コース

- ◎事業者：対象となる在留資格をもつ者を雇用している都内中小企業等
- ◎助成金額：対象事業の実施にかかる経費の1/2（上限額 標準プラン25万円、短時間プラン15万円）

■ ウクライナ避難民採用企業コース

- ◎事業者：ウクライナ避難民を雇用している都内中堅企業又は中小企業等
- ◎助成金額：対象事業の実施にかかる経費の10/10（上限額 標準プラン50万円、短時間プラン30万円）

その他詳細は下記ホームページ（TOKYOはたらくネット）より募集要項をご確認ください。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/jinzai/kakuho/gaikokujinkenshu/>



助成金の手続

助成金の交付までの流れは以下のとおりです。

＝赤字赤枠の部分は申請事業者の方が行う手続きです。



申請の受付等

● 交付申請受付期間

令和7年4月3日(木)から令和8年1月15日(木)まで

● 助成対象期間

交付決定の日から令和8年3月31日(火)まで

● 実績報告受付期限

- ① 令和8年2月28日(土)以前に支払いが終了した場合
→支払い終了後30日以内
- ② 令和8年3月1日(日)以降に支払いが終了した場合
→令和8年4月1日(水)まで



! 注意事項

- ① 申請は原則先着順で受け付けます。申請が予算額に達した場合は受付を終了します。
 - ② 申請は1年度につき各コース1回限りです。
- なお、「一般コース」と「ウクライナ避難民採用企業コース」は併給が可能です。

申請の方法等

中小企業の外国人従業員に対する研修等支援助成金の「募集要項」をご確認の上、郵送または電子申請(Jグランツ)にてご提出ください。

※郵送の場合、双方に記録が残るレターパック等の方法により送付してください。なお、申請書類は信書に該当しますので、信書の送付が禁止されているメール便、宅配便等は使用しないでください。

※「募集要項」や申請に必要な各様式は、TOKYO はたらくネットからダウンロードしてください。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/jinzai/kakuho/gaikokujinkenshu/> (TOKYOはたらくネット)



令和7年度「外国人社員とのコミュニケーション力向上支援事業」 (中小企業の外国人従業員に対する研修等支援助成金)

お問い合わせ・申請受付 ※受付時間: 月～金/9:00-12:00、13:00-17:00(祝日・年末年始除く)

東京都産業労働局 雇用就業部就業推進課 人材確保推進担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎21階北 電話: 03-5320-4628